解体工事業の技術者要件



- ●監理技術者の資格等
 - <u>次のいずれか</u>の資格等を有する者
 - •1級土木施工管理技士※1
 - •1級建築施工管理技士※1
 - 技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))※2
 - ・主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者
- ●主任技術者の資格等
 - <u>次のいずれか</u>の資格等を有する者
 - ・監理技術者の資格のいずれか
 - •2級土木施工管理技士(土木)※1
 - ・2級建築施工管理技士(建築又は躯体)※1
 - ·とび技能士(1級)
 - ・とび技能士(2級)合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
 - 登録解体工事試験
 - ・大卒(指定学科)3年以上、高卒(指定学科)5年以上、その他10年以上の実務経験
 - ・土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業 に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
 - ・建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業 に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
 - ・とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
 - ※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。
 - ※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。